

新兵庫県地球温暖化防止推進計画検討会設置要綱

(目的)

第1 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画検討会(以下「検討会」という。)」は兵庫県(以下「県」という。)が実施する地球温暖化対策の推進のため、平成14年度の県下における温室効果ガスの排出実態等を踏まえ、県全体の温室効果ガス排出量の将来予測等に向けた予備調査結果をもとに、県が平成12年度に策定した「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の評価・検討を行うことを目的とする。

(所掌事務)

第2 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 県下における温室効果ガスの排出実態及び県全体の温室効果ガス排出量の将来予測等に向けた予備調査結果の評価、検証に関すること
- (2) 「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の見直し検討に関すること
- (3) その他、「新兵庫県地球温暖化防止推進計画」の見直し検討に必要な事項に関すること

(組織)

第3 検討会は、別表に掲げる委員で組織する。

(会長)

第4 検討会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出する。

3 会長は、検討会の議事を総括する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(検討会の運営)

第5 検討会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、検討会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(旅費及び謝金)

第6 委員が検討会の職務を行うために旅行したときは、旅費を支給する。また、検討会に出席した委員に対して、財団法人ひょうご環境創造協会(以下「協会」という)が別途定める謝金を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、協会の旅費規程に準ずる。

(庶務)

第7 検討会の庶務は、協会において処理する。

(補則)

第8 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成16年9月21日から施行する。

2 この要綱は平成17年3月31日限り、その効力を失う。

3 この要綱の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第5条第1項の規定にかかわらず、協会理事長が招集する。

新兵庫県地球温暖化防止推進計画検討会委員一覧

井上 祐一	電気事業連合会
小谷 通泰	神戸大学大学院教授
鈴木 胖	兵庫県立大学副学長
竹重 勲	兵庫県地球温暖化防止活動推進員東播磨地区代表、環境21の会副理事長、環境省環境カウンセラー
中野 加都子	神戸山手大学助教授
新澤 秀則	兵庫県立大学教授
西村 多嘉子	大阪商業大学教授
平田 悟史	グリーンエネルギー導入促進会議委員
榎村 久子	京都女子大学教授
宮川 裕	神戸商工会議所環境対策専門委員会委員長、兵庫県環境保全管理者協会企画委員会委員長
山岸 ひろ子	コープこうべ理事
山村 充	兵庫県立大学助教授

会長

(50音順)